

生活困窮者支援に役立つ いろいろな支援メニュー

野洲市役所 市民生活相談課

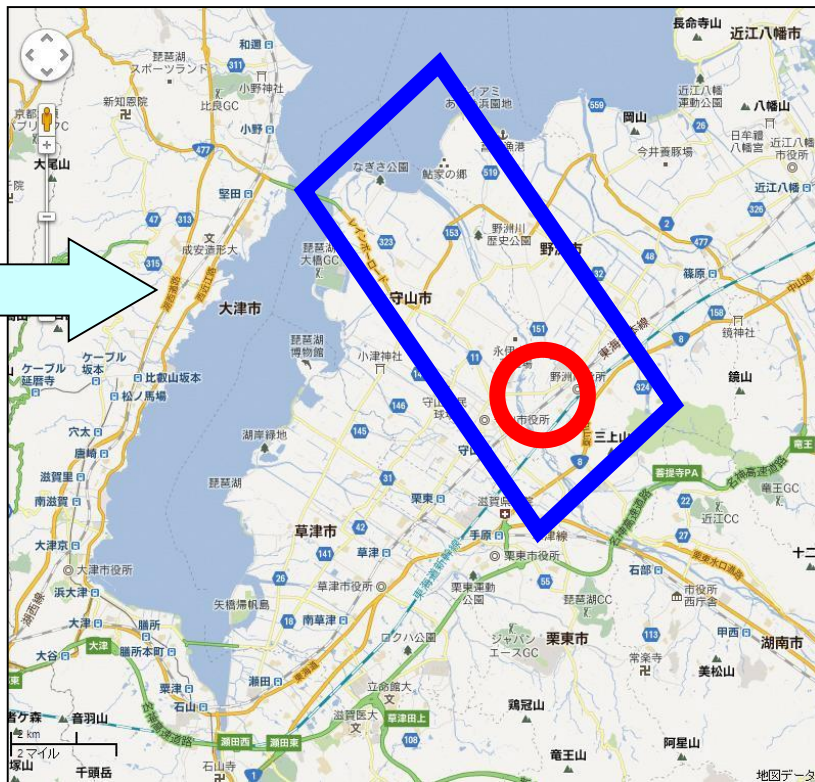


■ おことわり

今回紹介している事例は
野洲市の事例を基に
一部改編しています。

制度運用や基準額などは
野洲を参考にしていますので、
各自治体でご確認の上、
ご対応くださいますよう
よろしくお願いいたします。

野洲市の紹介



総人口:51,136人
世帯数:20,605戸
高齢化率:26.24%
(2020.9.1現在)



新型コロナウイルス感染症予防対策



■ 新型コロナウイルスに関する厚生労働省からの事務連絡（9月18日までの分）

社会福祉関連	合計 325件
9月	7件
8月	6件
7月	11件
6月	21件
5月	56件
4月	101件
3月	57件
2月	64件
1月	2件
雇用・労働関連	合計 2件
3月	1件
2月	1件

特例貸付
関係通知
45件!
↑
問答集
vol.12

住居確保給付金
関係通知
21件!
↑
問答集
vol.6



・新規相談実人数 前年同期 2倍

	令和元年	令和2年度（内コロナ）
4月	27人	68人（37人）
5月	21人	51人（32人）
6月	36人	45人（15人）
7月	16人	36人（22人）
8月	21人	45人（34人）
合計	121人	245人（140人）

特別
定額給
付金

- ・新規相談者の内コロナ関連相談 **140人（57.1%）**
- ・4月～8月末**継続相談**含むコロナ関連相談 **165人**
- ・野洲市生活保護率：**4.4%（7月31日時点）**



・パート 50歳代女性／単身世帯

新型コロナウイルスの影響でホテルの仕事を**解雇**された。生活費がなく、家賃、光熱費が支払えない。

・パート 30歳代女性／ひとり親家庭世帯

3月末からスポーツジムの仕事が自宅待機になっているが**休業手当がもらえず**転職したい。



弱小の派遣会社から切られている

・派遣社員 50歳代男性／単身世帯
新型コロナの影響で工場のラインが休業している。
派遣契約が継続してもらえず**解雇**といわれた。
来月に**寮を退去**しないといけない。

・パート 40歳代男性／**外国人**世帯
飲食店で働いているが、新型コロナの影響で勤務シフトが減って給料が少なくなった。何をどうしたらいいかわからない。**友人も同じ**状況だ。

新型コロナウイルス感染症対策



・生命保険外交員 40歳代女性／夫婦世帯
生命保険の外交員だが、新型コロナの影響で訪問
自粛したため収入が減少した。

事業主、労働者ど
ちらも同じコロナの
影響を受けての困窮

個人事業主、
フリーランスの相談が増加
混合した支援策

・個人事業主 60歳代男性／夫婦世帯
市内で飲食店をしているがお客が全く来ない。
売り上げがなく、家賃、水道料金や税金が支払えない。
バイトの給料も払えず店の経営について悩んでいる。

本日の構成



①住居確保給付金

②雇用保険

③生活福祉資金（特例貸付）

④国民健康保険税（料）等の減免・軽減
国民年金保険料の免除・納付猶予

⑤労働相談

■ 事例 派遣解雇されたケース

- ・女性 30歳代
- ・賃貸住宅で独り暮らし 家賃／4万円
- ・給料 5月／15万円
6月／10万円
- ・預貯金 5万円 ・車所有

●新型コロナウイルス感染症の影響を受け給料が減収した上に、契約更新を希望したのに、「期間満了で更新しない」と通告された。

■ 課題の整理

- ① 住まい
- ② 生活費
- ③ 税金、保険料
- ④ 仕事（労働問題）

①住まい 住居確保給付金

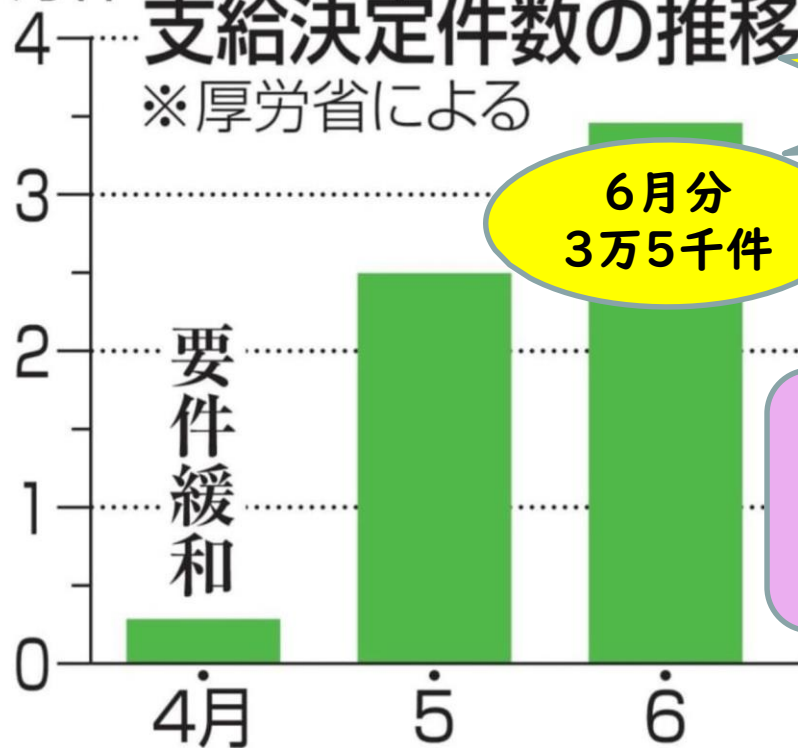


ちなみに。。。
野洲市の市営住宅は
保証人不要

■ 住居確保給付金 支給決定数

万件 住居確保給付金の
支給決定件数の推移

※厚労省による



要件緩和

6月分
3万5千件

3カ月間で
6万2千件超

リーマンショック後の
2010年度
1年分 3万7千件

■ コロナ対策における住居確保給付金の緩和点

- ① 65歳の年齢制限の撤廃
- ② 離職しなくても「収入減収」も対象
- ③ クレジットカードの取り扱いで本人口座振込がOK
- ④ 支援プランの作成免除
- ⑤ 公共職業安定所の職業相談、求人先への応募の免除
自立相談支援機関での面接（毎月4回以上）が毎月1回に免除
- ⑥ 延長申請の要件、様式の緩和
- ⑦ 支給額の計算変更（支給額の増額につながる）
- ⑧ 過去に住宅支援給付を受給していてもOK

■ ①住居確保給付金

◎令和2年7月3日 第7版

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル

◎令和2年4月20日

住居確保給付金の支給に係る事務の手引き

◎令和2年4月20日(随時バージョンアップ)

住居確保給付金の支給事務の取扱問答 vol.6

<厚労省特設サイト>

<https://corona-support.mhlw.go.jp>

<住居確保給付金相談コールセンター>

0120-23-5572(9:00~22:00:土日含む)

① 住居確保給付金—概要

■ **趣旨**： **離職・廃業や減収等による困窮者**であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

■ **申請窓口**：現在の住所（住居がない場合は新しく賃貸住宅を確保しようとする地域）を管轄する自治体の自立相談支援機関

■ **支給額**： **基準額 + 賃借する実際の家賃額 - 世帯収入額**

・ ※支給額の上限：**生活保護・住宅扶助基準に基づく額**

■ **支給期間**：3ヶ月間（一定の条件により9ヶ月まで延長）

■ **支給方法**：大家等へ代理納付

①住居確保給付金—対象者

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又は減収により経済的に困窮し
住居喪失者または住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職・廃業等をした日から2年以内である。
または給与及び、収入を得る機会が

個人の都合によらず減少した。

個人の都合
によらず？

■ ①住居確保給付金（個人の都合によらない例）問答集vol.6

- ◆ フリーで活動しているスポーツジムインストラクターにおいて、契約しているスポーツジムが一部休業することとなり、週4~5日活動していたところ週2~3日程度以下となった。
（スポーツジムのシフト表等で確認）
 - ◆ フリーで通訳をしている者において、参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となった。（イベント中止のチラシ、通訳として参加予定だったことが分かるメールの写し等で確認）
 - ◆ アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。（事業所が休業となったことが分かるHPの写し等で確認）
 - ◆ 旅館業を営んでいる者において、自粛のため宿泊客からキャンセルが相次いだ。（予約キャンセルのメールの写しや電話予約の場合は予約時とキャンセル時の電話受付メモ等又は「申立書」で確認）
- 自らの意思で勤務日数を減らしたり、就労時間を減らした場合は住居確保給付金の対象となりません。

■ ①住居確保給付金（減収の確認）

■ 給料の減収額の確認

①申請日の属する月の収入、又は見込み額

・ 4月 ⇒ 5月（減額）

②社会的状況の影響がなかった時の月収

（例）1月（影響のなかった月収）⇒直近3か月程度の平均収入

給料明細書

通帳に記帳された振込金額

*基本的には申請者の
申告による。
住居確保給付金の支給
に係る事務の手引き
（9頁）

①住居確保給付金—対象者

- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含まれます。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含みます）

※野洲市基準額：市町村民税非課税限度額：12

世帯人数	基準額	世帯扶養 上限額	収入基準額(万円)
1人	7.8万円	3.5万円	11.3万円
2人	11.5万円	4.2万円	15.7万円
3人	14.1万円	4.6万円	18.7万円
4人	17.5万円	4.6万円	22.1万円

① 住居確保給付金—対象者

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者預貯金の合計額が次の表の金額以下である。**※基準額 × 6**

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84.6万円
4人	100万円

⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと

⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

■ ①住居確保給付金

支給期間中は、公共職業安定所（ハローワーク）の利用、市民生活相談課（自立相談支援機関）の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。

- ① 公共職業安定所の職業相談（毎月2回以上）
- ② 自立相談支援機関での面接（毎月4回以上）
- ③ 求人先への応募など（週1回以上）

※新型コロナウイルス感染症対策で②が毎月1回に免除。

①③は当面の間免除される。

※誠実かつ熱心に常用就職を目指し、求職活動を行っているが常用就職できない場合は3ヶ月ごとに最長9か月まで延長。

■ ポイント①

● 職業訓練受講給付金との併給は認められない。

途中で受給した場合は停止となる。(受給が終了後に再開可能)

申請者と同一世帯に属する者が職業訓練受講給付金を受給していないこと。

● 申請時の収入の算入について

a) 就労等収入 (給与収入、事業収入)

b) 公的給付等 (失業等給付、年金、手当) (例: 児童手当、児童扶養手当など)

c) 継続的な仕送り (例: 養育費など)

d) 借入金、臨時的な給付は算入しない (例: 特例貸付、特別定額給付金など)

新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資については収入・資産として参入しない。 ※住居確保給付金 今回の改正に関するQ&A (厚労省HP)

■ ポイント②

● 中止の要件（義務不履行、虚偽申告、退去などに加え）

受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の分から支給を中止する。

※失業給付（雇用保険）受給開始による収入増などは中止要件にならない

事務マニュアル10(1)63頁にある支給の中止に合致しなければ
3カ月継続して支給し続けることとなる。

● 学生について

主たる生計維持者であるなど要件に該当すれば支給対象者となる。

● 家賃支払いがクレジットカード払いの場合

例外的に本人口座への認められるようになった。（要確認）

例：住居確保給付金の計算

世帯人員：4人世帯（夫婦、小学生子ども2人）

家賃額：6万円（共益費 駐車場は対象外）

世帯収入額：雇用保険16万円+児童手当2万円=18万円

預貯金：なし

◎収入基準額：221,000円(OK)

◎基準額：175,000円

◎支給上限額：46,000円（住宅扶助費上限）世帯人数

◎支給額 = 基準額 + 実際の家賃額 - 世帯収入額

175,000円 + 60,000円 - 80,000円

=55,000円 ⇒ 支給額=46,000円

	基準額	住宅扶助上限額	収入基準額(万円)
1人	7.8	3.5	11.3
2人	11.5	4.2	15.7
3人	14.1	4.6	18.7
4人	17.5	4.6	22.1

①住居確保給付金の課題

来月もっと減収するならば、
来月申請を検討

●一生に一度の利用なので。。。

満額支給なら 46,000円

一部支給なら 30,000円

(*解雇の場合は使えます)

16,000円も
少ない。。

あとでもっと困ったとき
のために使わないほう
がいいかな。。

使うなら
今でしょう!

① 住居確保給付金の課題

※野洲市の基準額:市町村民税非課税限度額 ÷ 12

世帯人数	基準額	住宅扶助 上限額	収入基準額(万円)
1人	7.8万円	3.5万円	11.3万円
2人	11.5万円	4.2万円	15.7万円
3人	14.1万円	4.6万円	18.7万円
4人	17.5万円	4.6万円	22.1万円

収入基準額が低いため
対象外になる世帯が多い

■ ①住居確保給付金の必要書類リスト

- ①住居確保給付金支給申請書
- ②住居確保給付金申請時確認書
- ③入居住宅に関する状況通知書
- ④求職申込み・雇用施策利用状況確認票 **(コロナ影響により当分の間不要)**
- ⑤本人確認書類
運転免許書、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証、住民票、各種障がい者手帳
- ⑥離職等の後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
(離職・例) 離職票、雇用保険受給資格者証、給料振込のあった通帳の写し、など
(個人事業主・例) 廃業届(税務署提出の写し)

■ ①住居確保給付金の必要書類リスト

- ⑦離職や廃業と同程度の状況であることが確認できる書類の写し
(就業者・例) 給与明細書、勤務表、休業・業務縮小等が確認できる客観的資料(会社の通知)など
(個人事業主・例) 試算表、確定申告書、各種帳簿、通帳、請求書、など

- ⑧収入が確認できる書類の写し(世帯全員分)
給与明細書、収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格者証、年金手帳 など

- ⑨金融資産が確認できる書類の写し(世帯全員分)
- ⑩求職受付票(ハローワークカード)の写し(コロナ影響により当分の間不要)
- ⑪賃貸物件の契約書の写し
- ⑫生活困窮者等自立相談支援事業の申込書類一式
(事務連絡令和2年5月7日)事務手続きの迅速化により原則求めない

②生活費の確保

(1) 雇用保険の基本手当

■ ②(1) 雇用保険

◎趣旨:

雇用保険の基本手当(いわゆる失業手当)は、雇用保険の被保険者(雇用保険に加入している労働者)が離職した場合において、失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、一日も早く再就職することができるようにすることを目的とした制度

◎申請窓口:

現在の住所または居所を管轄するハローワーク

■ ②(1) 雇用保険

条件1

- ① ハローワークに求職登録を行い
- ② 就職しようとする積極的な意思があり
- ③ いつでも就職できる能力があるが
- ④ 職業に就くことができない

⇒ 失業の状態

参考：雇用保険受給資格者証の離職理由コード

	離職理由 コード	離職理由
特定受給資 格者	11	解雇（コード50の重責解雇を除く）
	12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
	22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由離 職者	23	契約期間満了（雇用期間3年未満、更新明示なし）
	33	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が12ヶ月以上の場合）
	34	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が6ヶ月以上12ヶ月未満の場合）

■ ②(1) 雇用保険

条件2

失業等給付の支給を受けるためには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上（特定受給資格者または特定理由離職者は、離職の日以前の1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上）あることが必要です。

★「被保険者期間」の算入方法が改正され令和2年8月1日以降は、以下のように変わりました。

◎離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月、または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1か月として計算。

◎労働者が更新を希望したにもかかわらず更新されなかった場合「特定理由離職者」になる。⇒給付制限期間がなくなる

■ 新型コロナウイルス感染症に関する取扱い

新型コロナウイルス感染症に伴い離職した方における雇用保険の取扱いについて(5/8)

新型コロナウイルスの影響により、以下のような場合で自己都合離職された方は、正当な理由のある自己都合離職（**特定理由離職者**）として給付制限がなくなり、給付の開始が早くなります。

- ①同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより、看護または介護が必要となった為、自己都合離職した場合
- ②本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であること、高齢であることを理由に自己都合離職した場合
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子の養育が必要となったことから自己都合離職した場合

■ 給付制限期間が2か月に短縮されました

◎令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。

※ 令和2年9月30日までに正当な理由がない自己都合により退職された方は、給付制限期間が3か月となります。

※ 自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限期間はこれまでどおり3か月となります。

■ 適用期間: 令和2年10月1日以降に離職された方

■ 問合せ先: お近くのハローワーク、都道府県労働局

■ 雇用保険の受給の流れ（自己都合）



※求職活動4週間について、認定日の型（「2型-水」など）によっては、初回と最終について4週間より短くなる場合があります。

■ 雇用保険の受給の流れ（解雇等）



※求職活動4週間について、認定日の型（「2型-水」など）によっては、初回と最終について4週間より短くなる場合があります。

■ 雇用保険受給者（公共職業訓練制度）

● 公共職業訓練とは？

ハローワークで求職を申し込みした人を対象に、再就職を支援することを目的として設置されたもの。

● メリット

- ① 給付制限が解除される
- ② 訓練終了まで基本手当が支給される
- ③ 受講料は無料
- ④ 受講手当（日額500円 **最大40日分**）
通所手当（交通費 **1か月あたり上限42500円**）
寄宿手当（家族と別居して寄宿する場合）、が支給される

● 申込先：ハローワーク

■ 雇用保険を受給できない人（求職者支援訓練）

● 職業訓練受講給付金とは？

雇用保険を受給できない求職者で、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練（無料）の期間中給付金を受けることができる制度。

***住居確保給付金の併給はできない。**

● 対象者

雇用保険の適用がなかった方、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられなかった方、雇用保険の受給が終了した方、学卒未就職者、自営廃業者の方等

● 支給期間：職業訓練を受講している間

支給額 : 手当金10万円、交通費及び寄宿する際の費用

● 申込先 : ハローワーク

ハロートレーニング～急がば学べ！



政府の動きや政府の重要政策を動画で紹介します。

政府インターネットテレビ

TOPへ戻る



動画をご覧になるには

よくある質問

English

番組検索

検索

カテゴリから選ぶ



徳光・木佐の知りたいニッポン～急がば学べ！ 就職やスキルアップに「ハロートレーニング」

23ch 徳光&木佐の知りたいニッポン！



番組一覧



“サムライ”藤岡弘、がゆく「水害から命を守る 水防」



徳光・木佐の知りたいニッポン！～熱中症の正しい知識と予防・対処法を知ろう



徳光・木佐の知りたいニッポン～PKOは笑顔の架橋 25年の軌跡 (19分23秒)

②生活費の確保

(2) 生活福祉資金貸付制度

申請先：社会福祉協議会

②(2) 総合支援資金貸付 (貸付費目・貸付額等)

特例貸付
3か月
(1回延長)

貸付費目	主な用途	貸付額
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	2人以上世帯:月20万円以内 単身世帯 :月15万円以内 ※貸付期間:最長12ヵ月
住宅入居費	敷金・礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用であって、日常生活費で賄うことが困難であるもの	60万円以内

**注:雇用保険の基本手当、年金、職業訓練費等の公的手当受給者は貸付対象外
ただし、特例貸付の場合はOK**

■ ② (2) 生活福祉資金貸付制度 (特例貸付)

◎新型コロナウイルス感染症の影響によって、休業や失業状態などになり、収入が減少した方への生活資金特例貸付を実施

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用を貸付

総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用を貸付

<厚労省特設サイト>

<https://corona-support.mhlw.go.jp>

<個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター>

0120-46-1999 (9:00~22:00:土日含む)

➔ **受付期間:12月末日まで**

座間市 林星一氏
資料引用

② (2) 緊急小口資金 (特例貸付)

▶ 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となる。

▶ 貸付上限額

20万円以内

ア.世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

イ.世帯員に要介護者がいるとき

ウ.世帯員が4人以上いるとき

エ.世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

オ.世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。

カ.上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要なとき。

★現在ほとんどが「カ」の理由での申込。

② (2) 緊急小口資金 (特例貸付)

▶ 据置期間 1年以内

▶ 償還期限 2年以内

▶ ⇒償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除する取扱い有

▶ 貸付利子・保証人 無利子・不要

▶ 申し込み先

市区町村社会福祉協議会 (申込・相談)

※窓口での感染防止の観点から郵送でのやりとりを原則としている場合があるので**要確認**。

緊急小口資金（特例貸付） 申し込み書類

項目	確認事項
(1) 借入申込書	「署名」、「申込金額」（20万円以内）、「借入申込者」の記入。押印。「貸付金振込先」の記入内容と通知等の写しの内容が同じかどうか
借用書	「借用金額」（借入申込書と同じ金額）、「氏名・住所・生年月日」、「貸付金の償還」の記入。押印。
重要事項説明書	「記入日・住所・氏名」の記入。押印。
収入の減少状況に関する申立書	「減収前・減収後の収入」、「減少の理由」、「記入日・住所・氏名」の記入。押印。
(2) 住民票	世帯の全員が記載されている住民票を取得。※本籍地とマイナンバー表示は不要。
(3) 通帳 または キャッシュカード (写)	金融機関名、支援名、口座名義、口座番号が分かる部分をコピー。
(4) 本人確認書類	・いずれかの本人確認書類をコピー ア. 運転免許証（住所変更している場合は裏面もコピー） イ. パスポート ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面だけをコピー） エ. 健康保険証 オ. 在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合

★<厚労省特設サイト>

<https://corona-support.mhlw.go.jp> にチェックリストがあります。

座間市 林星一氏
資料転載

② (2) 総合支援資金 (生活支援費) (特例貸付)

▶ 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となる。

▶ 貸付上限額

・(二人以上世帯) 月20万円以内

・(単身世帯) 月15万円以内

貸付期間:原則3ヶ月以内(★貸付延長1回)

▶ 据置期間 1年以内 償還期限 10年以内

▶償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除する取扱い有

▶ 貸付利子・保証人

無利子・不要

▶ 申込先 市区町村社会福祉協議会

※窓口での感染防止の観点から郵送でのやりとりを原則としている場合があるので**要確認**。

※申請の際に、**償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意すること**をもって、貸付を行うこととする。

■ ② (2) 総合支援資金 (生活支援費) (延長)

◎対象者

原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける場合

事務連絡/令和2年7月2日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室長

「総合支援資金の特例貸付における3カ月を超える貸付に関する対応について」

①初回貸付を受け9月までに3月目である貸付期間が到来する借受人に対して周知を行う。

(都道府県社協/市区町村社協)

②借受人は自立相談支援機関への相談、面談等を経て、社協に延長申込みを行う。

③市区町村社協が自立相談支援機関からの支援決定などの連絡を受け、都道府県社協で貸付決定

★社協⇔自立相談支援機関⇔福祉事務所(生活保護)との連携が機能することが重要

■ ② (2) 総合支援資金 (生活支援費) (延長)

◎ 緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付について、受付期間を令和2年9月末から12月末へ延長する事務連絡が発出された。

事務連絡/令和2年9月15日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室長

「緊急小口資金等の特例貸付の受付期間等について」

- ◎ 総合支援資金の特例貸付における3ヶ月を超える貸付についての**延長申請の受付は、特例貸付の受付期間までであること、延長は1回まで**とすることについては、従前のおりである。
- ◎ 10月以降の総合支援資金の申請分においては、自立支援に向けた支援を進めるため、**申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行うこととする。**
- ◎ なお、3ヶ月の延長における対応と同様に、必ずしも自立相談支援に係る個別支援計画の作成までを求めるものではなく、自立相談支援機関が、借受人に係る生活状況や収入状況の改善見込み等を電話・書面(郵送)・メール等により、借り受けた本人から報告を受け、助言を行うなど自立のために必要な簡易な支援であっても差し支えない。
- ◎ 借受人に相談や面談等を行い、支援決定等を行った自立相談支援機関においては、市区町村社会福祉協議会へその旨を連絡すること。

償還免除

●償還免除の特例に関する取扱

◎特例貸付における償還免除の取扱いについては、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」としているが、10月以降の特例貸付の申請分についても、償還免除の対象とすることができることとする。

総合支援資金特例貸付にかかる状況確認シート

(別添)

総合支援資金特例貸付にかかる状況確認シート(様式例)

記入日	令和 年 月 日	氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 歳
住所					
電話	自宅			携帯	
E-mail					
現在の貸付状況	<input type="checkbox"/> 緊急小口資金特例貸付 入金日 令和2年 月 日 借受金額 円		申請した機関 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(社協名:) <input type="checkbox"/> 労働金庫 <input type="checkbox"/> 郵便局		
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他()		健康状態	<input type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 良くない/通院している <input type="checkbox"/> 良くないが通院していない	
同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含め 人) <input type="checkbox"/> 無		子ども	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(人)	
収入減少前の状況	月額所得(月額 約 円)		減収の理由		
現在の収入の状況	※申請月(月)の見込 月額所得(月額 約 円)		滞納 <input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし 生活福祉資金の借入以外の債務 <input type="checkbox"/> 債務あり <input type="checkbox"/> 債務なし		
現在の職業	※業種、職種をご記入ください(自営業の場合も)		雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非正規非常勤職員 <input type="checkbox"/> 非正規職員 <input type="checkbox"/> その他()	
就労状況	<input type="checkbox"/> 就労している(自営業、個人事業主含む) <input type="checkbox"/> 就労しているが、休業中 <input type="checkbox"/> 就労しているが、転職先を探したい/探している <input type="checkbox"/> 今後、就労予定(就労先決定済み) <input type="checkbox"/> 仕事を探したい/探している(現在無職) <input type="checkbox"/> 仕事をしていない(仕事を探していない)		貸付終了後の収入の見直し 具体的内容 { } <input type="checkbox"/> 収入の予定あり <input type="checkbox"/> 収入の予定なし		
自立相談支援機関に相談したこと	<input type="checkbox"/> 病気や健康、障害のこと <input type="checkbox"/> 家賃やローンの支払いのこと <input type="checkbox"/> 仕事探し、就職について <input type="checkbox"/> 家族との関係について <input type="checkbox"/> ひきこもり・不登校 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 住まいについて <input type="checkbox"/> 税金や公共料金等の支払いについて <input type="checkbox"/> 仕事上の不安やトラブル <input type="checkbox"/> 子育てのこと <input type="checkbox"/> DV・虐待		<input type="checkbox"/> 収入・生活費のこと <input type="checkbox"/> 債務について <input type="checkbox"/> 地域との関係について <input type="checkbox"/> 介護のこと <input type="checkbox"/> 食べるものがない
具体的な内容					
別紙の「個人情報保護に関する管理・取扱規程」に基づいて、相談支援の検討、実施等にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意の上、自立相談支援機関の利用を申し込みます。 令和 年 月 日 本人署名					
自立相談支援機関記入欄	<input type="checkbox"/> 支援決定 ⇒ 社会福祉協議会への連絡 <input type="checkbox"/> 非決定 → <input type="checkbox"/> 福祉事務所への連絡 <input type="checkbox"/> その他 今後の対応方針、モニタリング予定				

③税金・保険料の軽減、減免

(1) 国民健康保険税(料)

■ ③-1 国民健康保険税(料)の減免

■ **新型コロナウイルスの影響により収入減少する方は一定の要件を満たすことで国民健康保険税(料)が一部または全額減免**になります

■ 減免の対象となる国保税(料)

納期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日までの分

■ 対象者

国民健康保険に加入している世帯で、

- ① 新型コロナウイルスに感染し、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。
- ② 新型コロナウイルスの影響で主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べ**3割以上の収入減少が見込まれる**世帯。

平成31年度及び
令和2年度の
国保税が対象

《記入例》

様式第1号（第4条関係）

野洲市国民健康保険税減免申請書			
		令和 年 月 日	
野洲市長 様		納税義務者	
		住 所 <u>野洲市小篠原2100番1</u>	
		氏 名 <u>野洲 太郎</u> (印)	
		電話番号 <u>077-●●●-■▲▲▲</u> (日中連絡のつく電話番号をご記入ください)	
野洲市国民健康保険税条例第25条の規定により、下記に係る国民健康保険税を減免されたく別紙証拠書類を添えて申請します。			
年 度		記号番号	
納 期	第	税務課記入欄のため記入不要	
税 額		処理番号	
減免を受けようとする理由	新型コロナウイルスの影響により（以下の該当するものに○）		
	○ <input checked="" type="radio"/> 前年より3割以上の収入の減少が見込まれる為 令和2年中の世帯主の収入見込額（収入の種類ごとに記入して下さい）		
	事業収入	不動産収入	給与収入
	000円	△△△円	□□□円
○廃業・失業 した為			
○その他（ ）			
備 考	別添資料： <u>給与明細の写し</u> <u>帳簿の写し</u> 廃業届の写し その他（ ）		
	令和2年中の収入見込額がわかる資料等の添付をお願いします。 添付したものに ○		

(注1) 証拠書類は、罹災証明書、盗難証明書、所得見積書、医師の診断書その他申請事由を説明するに足る書類を添付してください。

(注2) 令和2年1月1日以降に野洲市に転入された場合は、令和元年（平成31年）中の所得がわかる資料（確定申告の写し等）の添付をお願いします。

■ ③-1 国民健康保険税(料)の減免のポイント

①世帯の主たる生計維持者(基本的に世帯主)の収入減少や失業・廃業であること

- ・家族(国保の世帯員)が収入減少しても減免は受けられない。
- ・自治体によって、主たる生計維持者、世帯主、の対象者として取り扱いが違うので、自治体に確認が必要。

②国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)も含む。

- ・擬制世帯主とは、社会保険に加入しているが、家族が国保の場合、世帯主である社会保険加入者が納税義務者となる。

■ ③ー1 国民健康保険税(料)の減免のポイント

③全額免除になるケース

- ・事業の廃業、失業の場合は前年度の所得に関わらず全額免除となる。
- ・一人世帯で給料収入だけの場合、3割減で全額免除となる。

④申請に必要な「令和2年度中の収入見込みがわかる資料」とは？

- ・税は1月～12月の期間になるので、例えば給与所得者の場合、R2年1月～8月分の給与明細書と、これからの9月～12月分の見込み額を手書きでいいので提出する。
- ・事業者も、同じく見込み額を書いて提出する。

⑤会社都合で離職した場合は、非自発的失業者の軽減措置が優先される。

■ ③-1 非自発的失業者の国民健康保険税(料)を軽減

■ **会社都合により離職**(解雇・雇止め、事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職等)を余儀なくされた方は**国民健康保険税(料)**が軽減される場合があります。

・軽減割合は、給与所得を本来の金額の**100分の30**とみなして課税計算します

■ 対象

会社都合等により離職した65歳未満の方で、ハローワークが発行する

「雇用保険受給資格者証」を持ち、離職理由が条件に該当する方。

◎非自発的失業者の軽減は、新型コロナウイルスの減免とは違い、世帯主や生計維持者でなくても、国保加入者で要件が合う世帯員の方でも軽減が受けられます。

■ 申請先 (市)税務課

参考：雇用保険受給資格者証の離職理由コード

	離職理由 コード	離職理由
特定受給資格者	11	解雇（コード50の重責解雇を除く）
	12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
	22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由離職者	23	契約期間満了（雇用期間3年未満、更新明示なし）
	33	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が12ヶ月以上の場合）
	34	やむを得ないと判断される自己都合退職（被保険者期間が6ヶ月以上12ヶ月未満の場合）

③税金・保険料の軽減、減免

(2) 市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税
国民健康保険税）

③-2 市税の徴収猶予・換価猶予

■新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間地方税の徴収の猶予を受けることができます。なお、担保の提供は不要です。猶予期間中は延滞金もかかりません。

■対象

事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由で市税を一時に納付することが困難になった方

■申請先

(市)納税推進課

無担保・延滞金なし
市県民税、固定資産税、軽自動車税
国民健康保険税

③-2 市税の徴収猶予・換価猶予

◎対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象。

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る**収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少**していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

*「困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

③提出書類

- ・申請書
- ・収入や現預金の状況が分かる資料
- ・提出が難しい場合は口頭による



新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。
 - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する市税が対象になります。

申請手続等

- ・ 納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

野洲市 納税推進課

整理番号

収受印

徴収猶予申請書 **特**

野洲市長 あて

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	電話番号 ()	携帯電話 ()	申請年月日	令和 年 月 日		
	氏名	印	通帳日付印 姓名番号 振替年月日				
納付又は納入すべき税	年度	税目	納期限	税額	本税以外 (仮借金等)	納付書番号等	猶予を希望する期間
			・ ・	円			納期限の翌日から ・ ・ まで 月期
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月期
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月期
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月期
	合計		①	②			

新型コロナウイルス感染症等の影響 イベント等の自由で収入が減少 外出自粛要請で収入が減少 その他の理由で収入が減少

2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注) 会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年 (当年)			前年同月			収入減少率 1-(①÷②) 1-(③÷④) 1-(⑤÷⑥) のうち最大のものを記載
	月	月	月	月	月	月	
収入							%
小計	①	②	③	④	⑤	⑥	
支出							支出平均額 (⑦+⑧+⑨) ÷記入月数 円
小計	⑦	⑧	⑨				

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

税理士 署名捺印 印 電話番号 税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑩×6(6か月分)) 円 + 今後6か月間に予定されている臨時支出等の額 円
= 当面の支出見込額(⑬) 円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

現金	金額	円	預貯金	金額	円	現金・預貯金の合計(⑭)	円
----	----	---	-----	----	---	--------------	---

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①)+(②)納付・納入すべき税 円 - (⑬)納付可能金額 円 = 猶予額 円

2 その他の事項

「猶予の計算」書き方がわからない場合は、職員が聞き取りしながら記載します。

収入の減少がある場合は、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》
当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。
- 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- 今後(約2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

野洲市

③税金・保険料の軽減、減免

(3) 国民年金

③-3 国民年金 減免・免除制度

■一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合について一定の要件に該当する方は申請に基づき保険料の免除等が適用できる場合があります。

■対象

失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方等、国民年金保険料の納付が困難な方や、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方

■申請先

(市)保険年金課

これだけ知ってほしい

国民年金の免除制度

年金は、日本を支えている皆さんの生活を支える大切な制度です。日本の社会や経済が変化しても制度がきちんと保たれるように、様々な仕組みがあります。その中の一つとして、所得などの一定条件を満たす方々への救済措置として保険料の「免除制度」「納付猶予制度」があります。

- 全額免除制度**
保険料を納めなくても、年金受給資格と1/2の年金額が保障されます。
- 一部免除制度**
保険料の一部納付で、年金受給資格とそれに応じた年金額が保障されます。
- 退職特例制度**
失業を理由として「免除制度」「納付猶予制度」の申請ができます。
- 若年者納付猶予制度**
30歳未満(学生以下)で前年所得が一定以下の場合は、年金受給資格が保障されます。
- 学生納付特例制度**
学生中で前年所得が一定以下の場合は、年金受給資格が保障されます。

「納付」「免除」「猶予」「未納」はこんなに違います！
免除の期間は、金額納付した場合と比べ、下図のとおり受け取る基礎年金額が少なくなります。
・納付猶予の期間は基礎年金額が減少しません。
・3/4、半額、1/4免除は、課税された保険料を納めなければ、年金額に反映されません。

1	2	3	4	5
全額免除	一部免除	3/4免除	半額免除	1/4免除
納付	免除	免除	免除	免除

免除を受けた期間は10年以内であれば再納付が可能です。満期することで、基礎年金額の減額がなくなります。(追納時は加算金が上乗せされます)

免除には申請が必要です。まずはご相談ください。

免除制度について詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください

国民年金 検索

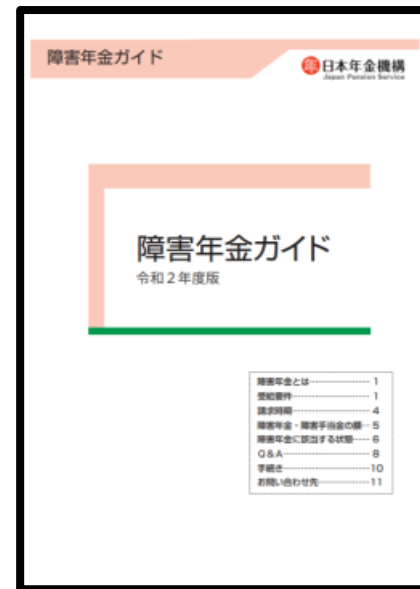
日本年金機構 Japan Pension Service

■ 参考：障害年金の活用

障害年金に詳しい社会保険労務士さんと仲良くなろう

- ・ 眼や耳、手足などの障害がある
- ・ うつなどの精神疾患で働けない
- ・ 発達障害などがあり家から出られない
- ・ ペースメーカー、人工関節・膀胱・肛門
- ・ がんや糖尿病、人工透析などで長期療養中

いずれの場合も障害年金が
受給できるかもしれません



④ 労働問題

④労働問題

◎労働問題に対応するには？

◆労働条件に関する相談（残業費、給料未払い等）

- ・ 労働基準監督署 *労働基準法違反⇒刑事罰

◆解雇・雇い止め労働条件の変更などの労働相談

- ・ 労働局 総合労働相談コーナー

◆一人一人の労働者と使用者との間の紛争斡旋

- ・ 県労働委員会 ユニオン

・ 法律家（弁護士・司法書士）への相談

- 法テラス・各会無料相談

確かめよう 労働条件

労働条件に関する総合情報サイト
確かめよう 労働条件

労働条件を確かめてみませんか？

休日出勤ばかり。
労働条件「たしかめよう！」

毎日残業。
労働条件「たしかめよう！」

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャラクター「たしかめたん」

来週からアルバイト。
労働条件「たしかめよう！」

確かめよう 労働条件 検索

さあ、検索！

厚生労働省

携帯電話 スマホでも

労働条件に関する
総合情報サイト

アルバイトの
労働条件を確かめよう



相談機関の
ご紹介



学習コンテンツ
しっかり学ぼう！
働くときの基礎知識



マンガで学ぶ
労働条件



■ 法テラス 民事法律扶助制度

基準
A

収入等が一定額以下であること

法律相談援助の場合

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)

※()内は、東京、大阪などの大都市の基準です。※5人家族以上は、1人増につき30,000円(33,000円)が加算されます。※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000円	53,000円	66,000円	71,000円

代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の月収との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

収入に応じて法テラスが法律家の費用を立替え



複合した事例から・・・



●属性

- ・ 本人(40歳)、長女(19歳)、長男(14歳)の3人家族
- ・ 賃貸住宅入居
- ・ 本人は複数事業所を掛けもちして働くが収入減少
- ・ 国民健康保険、国民年金が払えない
- ・ 大学生の長女はバイトがなくなった

●相談内容

離婚し母子家庭。新型コロナウイルスの影響で自身の仕事のシフトも減り収入減少。元夫もコロナで収入減少し養育費の送金がとまっているため生活が苦しい。

包括的な支援策の検討



- ◎国の支援制度
- ◎市の支援制度
- ◎自治体・民間の独自支援制度

個人事業主なら
持続化給付金

生活福祉資金
特例貸付

就学援助の申請

水道料金の
支払い猶予

市営住宅の
使用料減免

国民健康保険税の減免

市県民税、
軽自動車税等の猶予

コロナ影響で
生活困窮

生活保護

大学生等
奨学金給付金

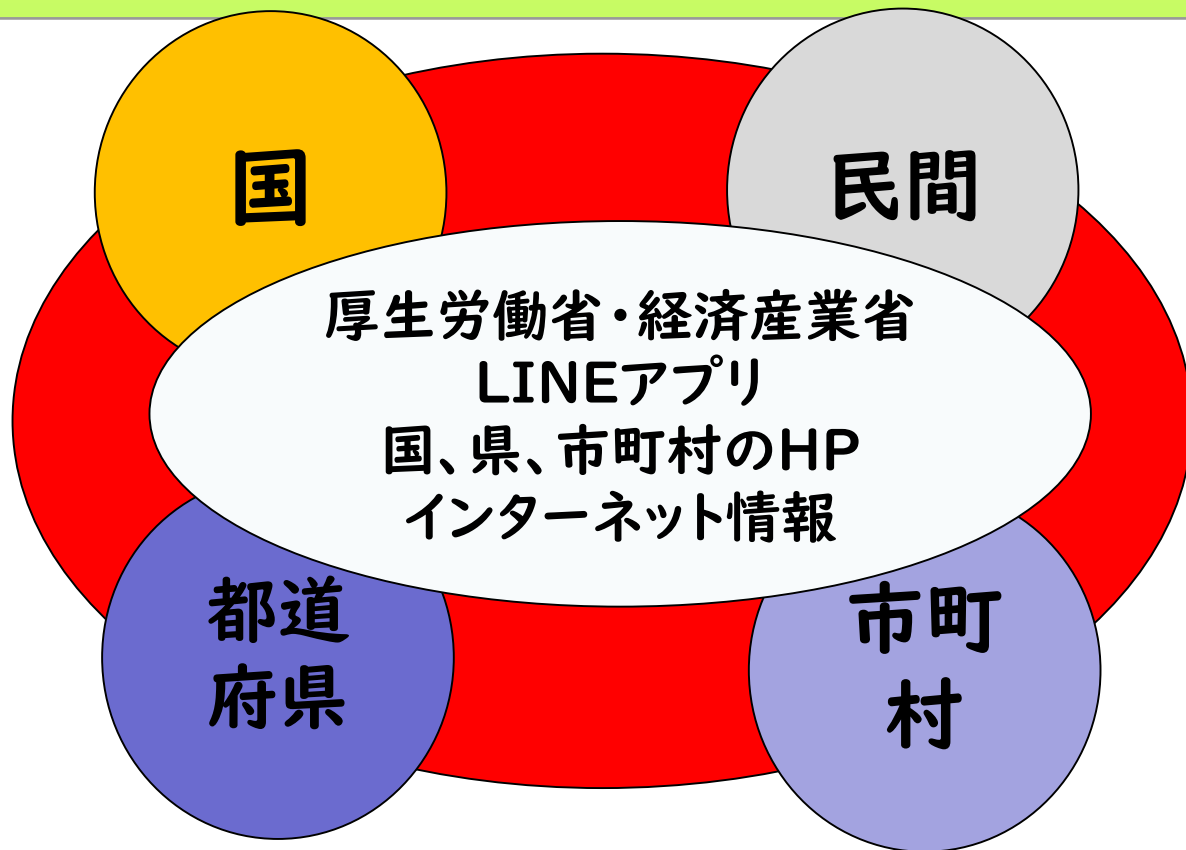
国民年金の
減免・免除

就労支援

住居確保給付金

自治体の
独自支援策

■ 使える制度を常にチェック!



■ コロナ対策情報

経済産業省...事業者サポート

4/12(日)

本アカウントは、新型コロナウイルス感染症関連の事業者向け支援メニューをご紹介するサービスです。

19:07

本アカウントの詳細については下記の利用規約を確認してく

給付金	経営環境の整備
経営相談	税・社会保険 公共料金
資金繰り支援	業種別 リーフレット
資金相談特設 サイト	動画
設備投資 販路開拓	リンク集

メインメニュー

滋賀県 新型コロナウイルス感染症
対策サイト

新型コロナウイルス感染症 に関する支援制度

収入が減っている

住宅を確保して欲しい

学費・仕送りの不安がある

子どもの休校で働けない

手元に生活資金がない

《収入が減っている》

売上落ち込んでいる

厚生労働省

【国民の皆さま、ぜひご覧ください】

皆さまの生活を支えるための各種手当や助成金、支援金、給付金などについてまとめた資料を、厚生労働省のホームページに掲載しています。(7月16日更新)
各種相談窓口の一覧もあるので、ご活用ください。

情報を探す

最新情報

コロナウイルスに関する
情報を入手できます

自治体や省庁の
アカウント

メニュー

おわり



野洲市役所 市民部

市民生活相談課

消費生活センター

でんわ 077-587-6063

FAX 077-586-3677

メール soudan@city.yasu.lg.jp

